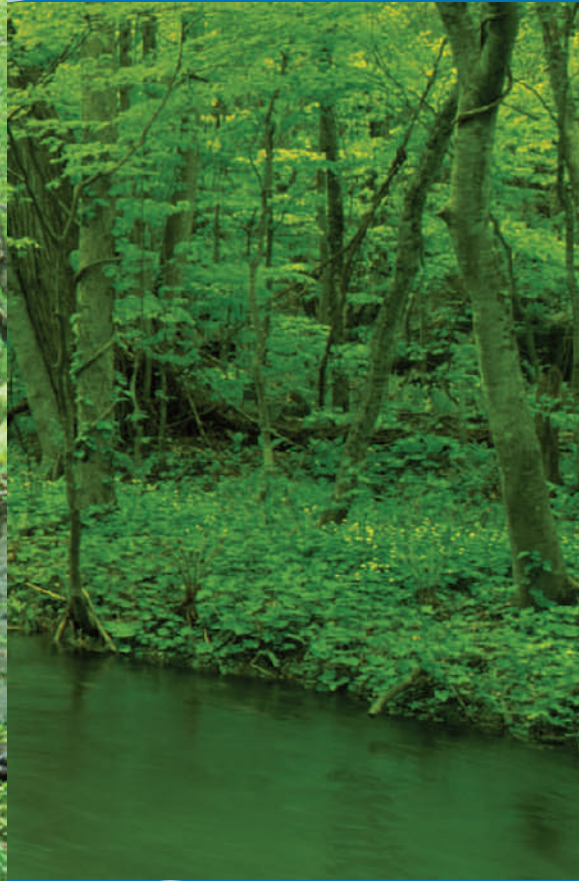


# SABO IN AKITA 2006



2006  
あきたの砂防

2006 あきたの砂防

INDEX

目次

01.秋田県の概要.....2  
 01-1:地勢 01-2:地質 01-3:河川 01-4:気候

02.砂防事業の移り変わり.....4  
 02-1:砂防 02-2:地すべり 02-3:急傾斜地・雪崩  
 02-4:「あきた21総合計画」による位置づけ  
 02-5:砂防年表  
 02-6:砂防関係予算の推移 02-7:今後の施策目標

03.最近の主な土砂災害.....8  
 03-1:昭和58年5月26日 日本海中部地震  
 03-2:平成9年5月11日 澄川・赤川の地すべり

04.危険箇所の概要.....9  
 04-1:危険箇所の分布状況 04-2:危険箇所の整備状況

05.快適で安全な生活を支える環境づくり.....10  
 05-1:地すべり対策事業 05-2:砂防事業 05-3:急傾斜地崩壊対策事業  
 05-4:雪崩対策事業 05-5:災害関連緊急事業 05-6:国直轄火山砂防事業

06.これからの砂防事業の方向性.....12  
 06-1:溪流環境整備計画

07.総合的な土砂災害対策.....13  
 07-1:土砂災害に関する情報伝達対策 07-2:火山防災計画-焼山  
 07-3:火山防災計画-鳥海山  
 07-4:土砂災害防止法  
 07-5:土砂災害防止月間

08.指定地と管理.....18



01 秋田県の概要

01-1 地勢

秋田県は、北に白神山地のニツ森や藤里駒ヶ岳、東に奥羽山脈の八幡平や秋田駒ヶ岳、南に鳥海山など1,000~2,000m級の山々に三方を囲まれており、これらの山々を水源としている米代川・雄物川・子吉川などの上流部の流域は、荒地が多く土砂の発生源となっています。また、本県の地質は、大部分が第三紀の堆積岩と第四紀の火山噴出物からなり、また一部には花崗岩地帯もあり、非常にもろく崩れやすい地質となっています。なかでも、八幡平、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山など、近年に噴火したことがある活火山周辺は特に荒廃が著しい区域となっています。

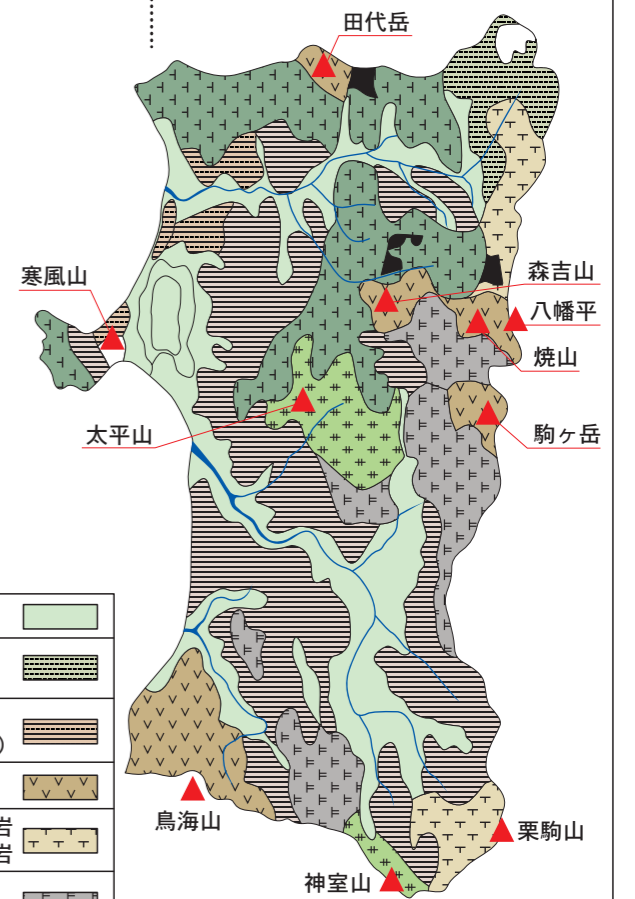
また、県土の大半は山地で、居住できる土地が約1/4と少なく、谷の出口の扇状地や山地斜面の下にも多くの人家があります。このような場所は、豪雨時や融雪時に土石流やげ崩れ、地すべりなどの土砂災害を受けやすく、県内には現在約8,000箇所の危険箇所があり、多くの災害をもたらしてきました。



01-2 地質

秋田県の地質は、青森および岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と太平山を中心とする山塊、田沢湖北部、生保内東南方および山形県境の一部に分布する中生代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀及び第四紀層などの地層が幅広く分布しています。新第三紀層は、火山岩類と堆積岩類を主とする岩相に大別され、火山岩類は脊梁山地を中心とする県内陸部に広く分布し、海底火山噴出物である変質安山岩、石英安山岩、玄武岩などから成り緑色凝灰岩(グリーンタフ)によって特徴づけられています。

秋田県地質概況図



凡例

第四紀	沖積層	
	軽石流シラス	
	洪積層(砂礫シルト)	
新第三紀中新世	火山岩	
	石英安山岩 火山砕層岩	
	安山岩 玄武岩	
	堆積岩 泥岩・頁岩 凝灰岩	
先第三紀基盤岩	花崗岩	
	古生層	

# 01-3 河川

秋田県を流れる河川は、県、国が管理する河川として、雄物川、米代川、子吉川の一級水系302河川、馬場目川、白雪川などの二級水系51河川で合計353の川にのぼり、総延長は3,189kmになります。

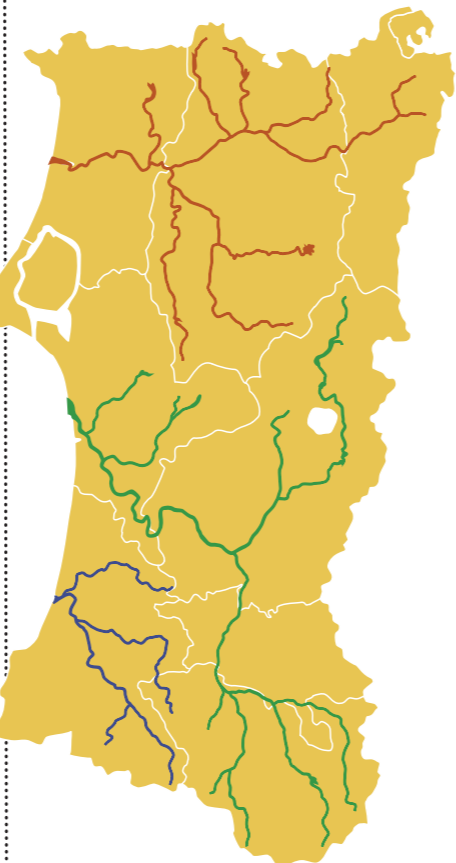


**米代川** 青森、岩手県境の中岳に源を発し、大湯川などの支川を合わせながら、大館盆地を貫流し、阿仁川、藤琴川等の支川と合流したのち、能代市で日本海に注ぎます。

この流域は、秋田、青森、岩手県の3県にまたがり、現流域の白神山地区では、世界最大級の規模でブナの原生林が分布し、貴重な自然の宝庫として世界遺産に登録されています。

**雄物川** 山形県境の大仙山に源を発し、皆瀬川、横手川、玉川などの支川を合わせながら、横手盆地、秋田平野を経て、秋田市において旧雄物川を分派し日本海に注ぎます。

この流域は、東県境の奥羽山脈、西の出羽山地、北の太平山等の山々に囲まれ、流域の北東部には十和田八幡平国立公園、南東部には栗駒国立公園があります。

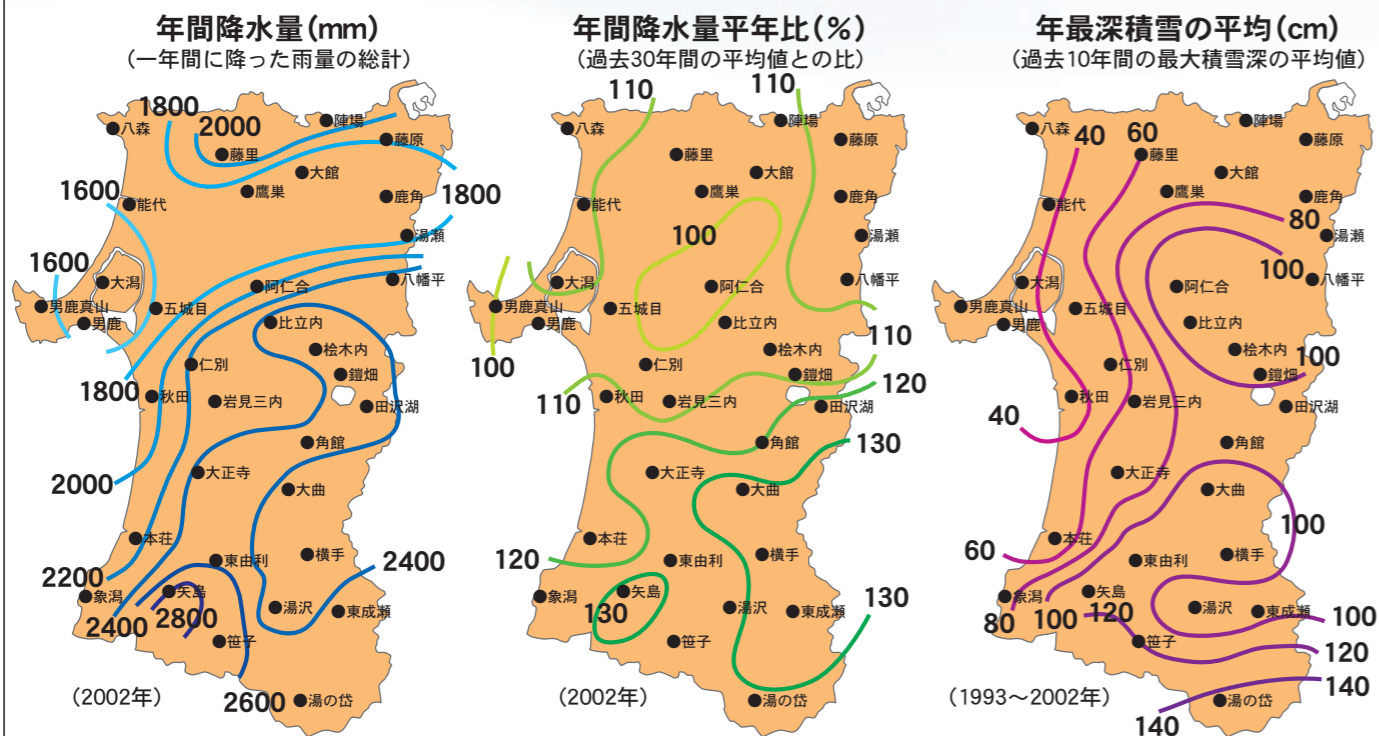


**子吉川** 秋田、山形県境の鳥海山に源を発し、本荘平野を貫流しながら、石沢川、芋川を合わせて、由利本荘市にて日本海に注ぎます。

この流域は、東の出羽山地、笹森丘陵と南の丁岳山地に囲まれ、流域の南側には鳥海国立公園があります。

# 01-4 気候

秋田県の気象は、冬期に降雪のある日本海側気候であり、年間の降水量は多く、温帯性多雨気候に属します。また、県全域の52%が特別豪雨地帯に含まれています。



# 02-1 砂防

秋田県で最初に砂防事業に着手したのは昭和8年、その当時最も荒廃していた、鳥海山に源を発する奈曾川と鳥海川で、時局匡救事業として救農土木事業を起こすこととなり、いずれも貯砂量10万m<sup>3</sup>を超す効率的な位置に砂防えん堤を建設しています。

以後、年間1~2基の新規砂防えん堤を建設しており、昭和22年と23年には梅雨期の集中豪雨や台風の影響を受けた豪雨に見舞われたため、災害対策砂防事業を実施し、雄物川及び子吉川水系において緊急に砂防えん堤を施工しています。昭和30年代から40年代にかけては他の事業(災害復旧・国土開発事業調整費)の導入により、流路工を急速に整備し、昭和50年代から60年代及び平成にかけては新規の施策により、火山対策や環境整備・土石流・ソフト対策への取り組みを行っています。また、平成2年度には八幡平山系砂防が直轄区域に編入され火山砂防事業が実施されています。

# 02-2 地すべり

秋田県の地すべり対策事業は、昭和27年に地すべりが発生した北秋田市森吉根森田地区が最初で、翌昭和28年より表面排水工等を実施しています。昭和46年からは県内最大の地すべり(面積174ha)である雄勝郡東成瀬村谷地地区での対策工事を開始しているほか、平成に入ってから地すべり監視モデル事業に着手し、警戒避難対策を講じるなど、ソフト対策の取り組みも行っています。

# 02-3 急傾斜地・雪崩

秋田県の急傾斜地崩壊対策事業は昭和43年湯沢市上町地区より始まり、平成17年度末で413箇所が概成しています。整備の状況は危険箇所の31.3%が整備済みであり、全国平均25%を大きく上回っています。

近年では、自然景観への配慮から自然斜面と一体となった砕工を施し、立木を残す工法などを実施しています。また、昭和60年度からは集落を保全する雪崩対策事業が急傾斜地崩壊対策事業の中に予算補助事業として位置づけられ、昭和62年度より横手市増田町滝の下地区で対策事業を実施してきております。

# 02 砂防事業の移り変わり

# 02-4 あきた21総合発展計画による位置づけ



# 02-5

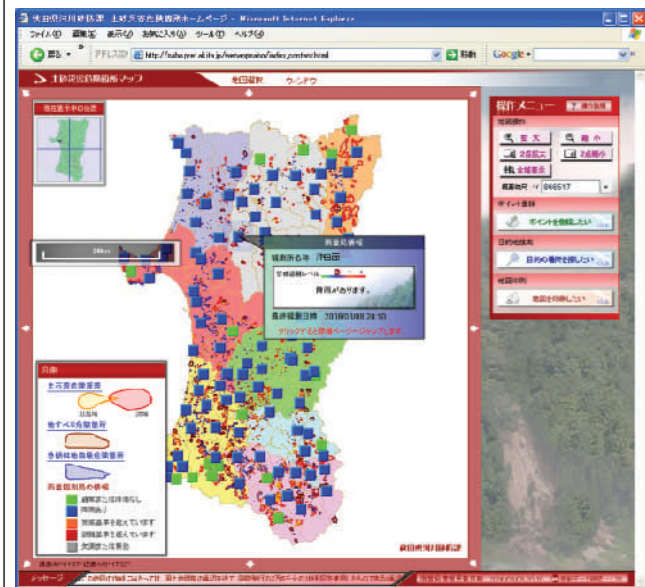
## 砂防年表

年号	秋田県	国
明治 30		砂防法制定
昭和 8	砂防法に基づく補助事業開始(奈曾川・鳥海川)	
10		全国治水砂防協会設立
13		内務省土木局に第三技術課(砂防担当)設置
15		社団法人全国治水砂防協会が発足
20		内務省土木局に砂防課設置
22	災害対策砂防事業の開始(雄勝町大役内川)	
24	砂防課設置	
25	全国治水砂防協会秋田県支部設置	
27		補助地すべり対策事業創設
28	地すべり対策事業実施(森吉町根森田)	緊急砂防事業の創設
30	砂防利水課に改組	
31		治水事業五カ年計画の策定
32	緊急砂防事業実施(東成三頼村成三頼川)	
33		地すべり防止法制定、新治水事業五ヶ年計画の策定
35		治水事業十ヶ年計画の策定
37		砂防部の設置
38		砂防法の一部を改正する法律の策定
39	砂防災害関連事業の実施(藤里町西又沢川)	河川法の制定、荒廃・予防砂防事業の創設
40	再び砂防課となる。一定災害事業実施(善知鳥川)	
41	国土開発調整費事業実施(仙南村出川)	土石流危険渓流調査の開始
42	急傾斜地崩壊危険箇所点検	急傾斜地崩壊対策事業の創設
43	急傾斜地崩壊対策事業の実施(湯沢市上町)	緊急急傾斜地崩壊対策事業の創設
44		急傾斜地法の制定、第三次治水五ヶ年計画策定
45	秋田駒ヶ岳(女岳)が噴火	地すべり対策室の設置
47	土石流・地すべり・急傾斜地危険箇所総点検実施	第四次治水五ヶ年計画の策定
48	がけ崩れ防災週間を実施	がけ崩れ防災週間を実施
49	鳥海山で小規模な水蒸気爆発が発生	傾斜地保全課の設・置
50		都市対策砂防・砂防環境整備・緊急地すべりの創設
52	砂防設備修繕事業の実施 急傾斜地崩壊危険箇所点検	砂防設備修繕事業の創設 土石流等災害危険箇所の再点検 第五次治水五ヶ年計画の策定
55		土石流危険渓流再調査
56		火山等緊急対策砂防事業の創設 砂防事業100年を迎える
57	急傾斜地崩壊危険箇所点検	第六次治水五ヶ年計画の策定
58	土砂災害防止月間を実施 秋田県総合土砂災害対策推進連絡会を設置 日本海中部地震により八森町杉の沢、男鹿市赤根沢川(砂防)、男鹿市門前(地すべり)、小坂町大地(急傾斜地)の災害関連緊急事業の実施	土砂災害防止月間を実施 災害関連緊急事業の創設
59	土石流危険渓流現地調査	地すべり修繕事業の創設
60	地すべり危険箇所再調査、警戒避難基準雨量調査	雪崩対策事業の創設
61	総合土石流対策モデル事業実施(鳥海町) 急傾斜地崩壊危険箇所見直し調査 雪崩危険箇所調査(S61-62)	総合土石流対策モデル事業(補助)の創設
62	地すべり防止施設修繕事業の実施(矢島町西館) 雪崩対策事業の実施(増田町5竜の下)	
63	雪対策砂防モデル事業(清水沢川)実施	緑の砂防ゾーン創作事業の創設

年号	秋田県	国
平成 1	雄勝町泉沢川緑の砂防ゾーン創作事業の実施 雪崩防災週間を実施 地すべり監視モデル事業の実施(男鹿市加茂青砂H-5)	火山砂防事業の創設 雪崩防災週間を実施
2	八幡平山系砂防が直轄区域に編入される 先達川(孫六温泉)で土石流発生、災害関連緊急事業を実施する。	
3	土石流危険渓流調査(H3-5) 地すべり危険箇所調査 急傾斜地崩壊危険箇所調査 雪崩危険箇所調査 セイフティ・コミュニティモデル事業の実施(秋田市豊岩居使)	ふるさと砂防モデル事業の創設 雲仙普賢岳噴火による災害で43名の死者
4	火山噴火警戒避難対策事業(鳥海山)実施	火山噴火警戒避難対策事業の創設
6	秋田県溪流環境整備計画策定委員会の設置	
8	地すべり危険箇所調査(H8-9) 急傾斜地崩壊危険箇所調査 雪崩危険箇所調査	情報基盤緊急整備事業の創設
9	八幡平赤川・澄川温泉が大規模な地すべりにより発生した土石流により甚大な被害を受ける。 災害関連緊急砂防事業(15億7千万円)を実施する。 秋田焼山で小規模な火山活動が観測される わが町の斜面整備構想の策定(男鹿市H9-11)	
10		福島県西郷村災害弱者施設で土砂災害発生
11	土石流危険渓流調査(H11-13) 急傾斜地崩壊危険箇所調査(H11-12)	広島市・呉市で梅雨前線による豪雨で災害が発生
12	雪崩危険箇所調査	土砂災害情報相互通報システム整備事業の創設 砂防事業調査費補助の創設 土砂災害防止法の制定 有珠山・三宅島が相次いで噴火 土砂災害防止法施行
13	土砂災害危険箇所マップ全戸配付 鳥海山火山噴火防災マップ配付	
14	森吉町下前田地区で地すべりが発生。8世帯23人が半年間避難生活。	7月に2台風および梅雨前線による豪雨で釜石市で土石流が発生し、2名の死者。
15	土砂災害危険箇所の基礎調査	水俣市で大規模土石流災害が発生。 宮城県北部地震が発生。
16		10個の台風が上陸し、各地で土砂災害発生。 新潟県中越地震が発生。
17	8月に豪雨により男鹿市で土砂災害が発生。 仙北市田沢湖町(鶴の湯温泉)で雪崩が発生。 死者1名、負傷者16名。	9月に台風14号による豪雨で九州地方を中心に土砂災害が発生。

# 04 危険箇所の概要

秋田県では、土砂災害対策事業の効果的な実施を目的として、概ね5年に1回、土砂災害危険箇所調査を行い、土砂災害危険箇所の所在状況の把握をし、その調査結果を基に土砂災害危険箇所マップを作成しています。  
インターネットで公開している砂災害危険箇所マップでは、リアルタイムに危険箇所の状況を知ることができます。



[http://sabo.pref.akita.jp/webappsabo/index\\_content.html](http://sabo.pref.akita.jp/webappsabo/index_content.html)

## 04-2 危険箇所の整備状況

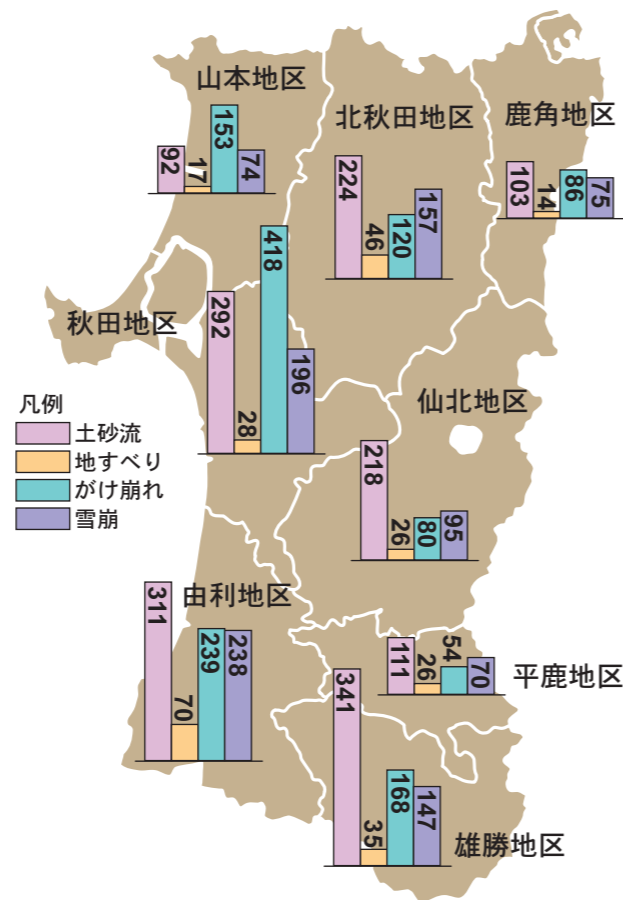
土砂災害危険箇所とその整備状況(H18.3.31現在)

区分	危険箇所数	保全対象人家戸数	事業着手済み箇所数	左のうち概成箇所数	着手済み箇所の保全対象人家戸数	全危険箇所数に対する概成率	全危険箇所数に対する着手率	保全対象人家に対する着手数の保全人家割合
	(A)	(B)戸	(C)	(D)	(E)戸	(D/A)%	(C/A)%	(E/B)%
土石流	1,692	16,648	267	243	3,849	14.4	15.8	23.1
地すべり	262	8,532	72	60	4,186	22.9	27.5	49.1
急傾斜地崩壊	1,318	14,284	457	413	6,768	31.3	34.7	47.4
合計	3,272	39,464	796	716	14,803	21.9	24.3	37.5

雪崩危険箇所とその整備状況(H18.3.31現在)

雪崩	1,630	16,861	13	13	278	0.8	0.8	1.6
----	-------	--------	----	----	-----	-----	-----	-----

## 04-1 危険箇所の分布状況 土砂災害の危険な箇所



# 05 快適で安全な生活を支える環境づくり

## 05-1 地すべり対策事業

地すべり防止区域で、地すべり防止施設を新設して、被害を防ぎます。



仙北市西木町宮田の地すべり対策事業。

## 05-2 砂防事業

荒廃した地域の保全と、土砂災害から下流の公共施設、人家、耕地等を守るために砂防えん堤等を実施します。



湯沢市桑崎地内/御返事川床固工(魚道設置)

## 05-3 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の崖が崩壊して、被害をおよぼすおそれがある箇所に防止工事を施し、災害を未然に防ぎます。



仙北市角館町田町下丁の急傾斜地崩壊対策事業

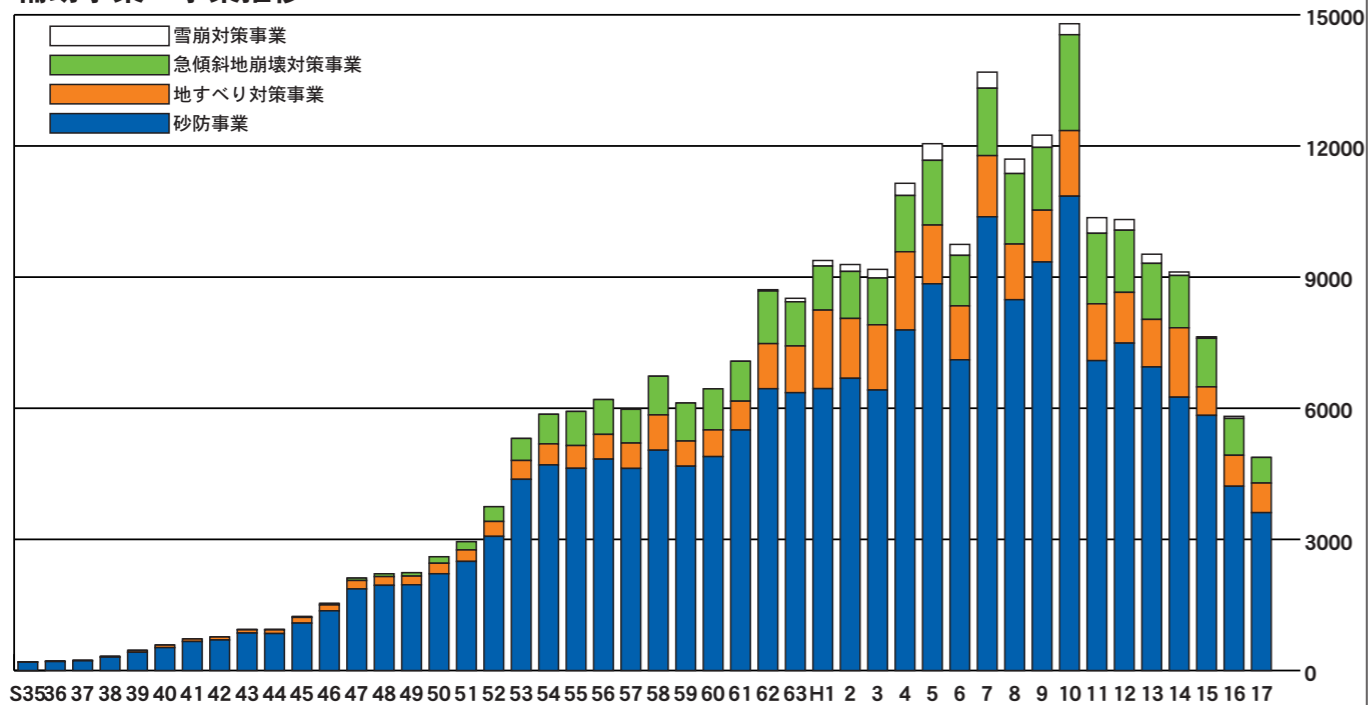


由利本荘市蒲田の急傾斜地崩壊対策事業

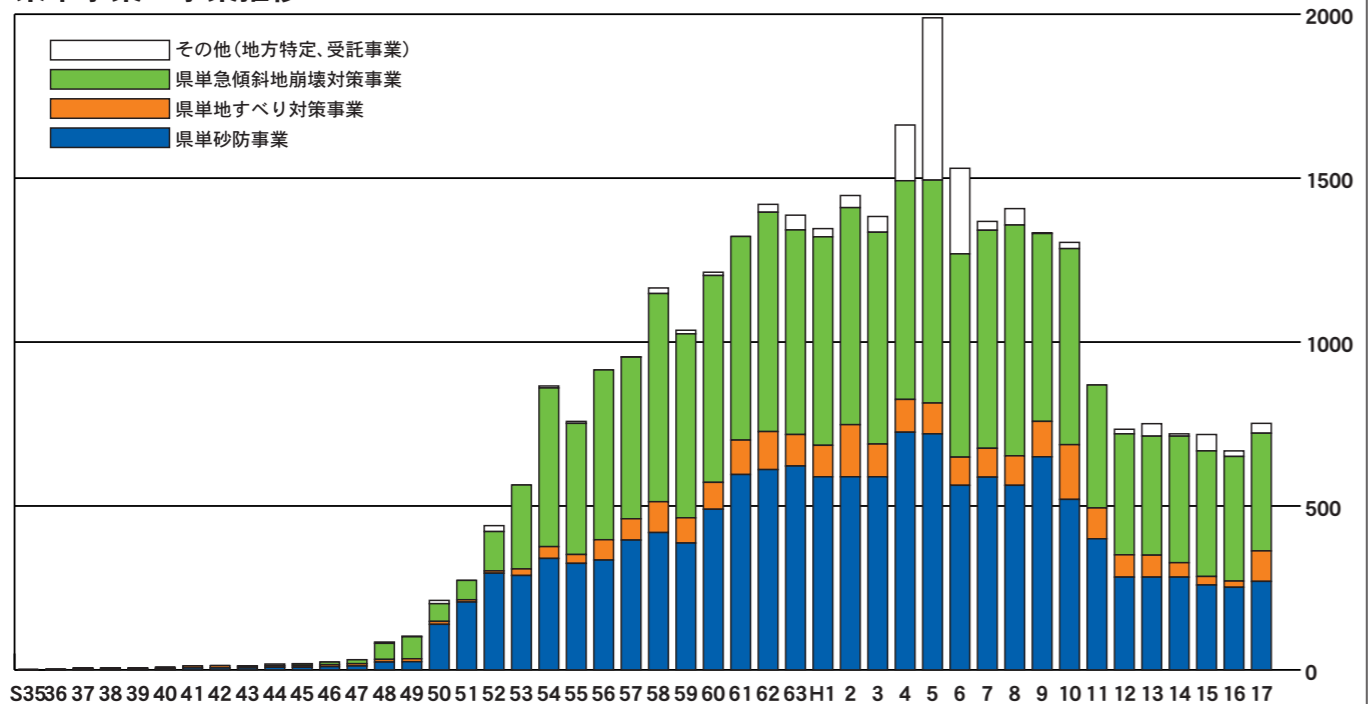
# 02-6

## 砂防関係予算の推移

### 補助事業 事業推移

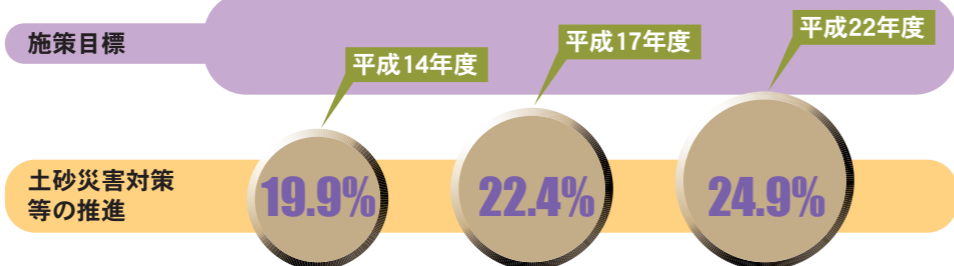


### 県単事業 事業推移



# 02-7

## 今後の施策目標



# 03-1

## 日本海中部地震

昭和58年5月26日発生：秋田県沖

秋田・青森県境沖約100km、深さ14kmで起きた地震により大津波が発生し、死者88名、負傷者265名ほか農林・土木・商工・福祉などの公共施設、莫大な被害ができました。



# 03

## 最近の主な土砂災害



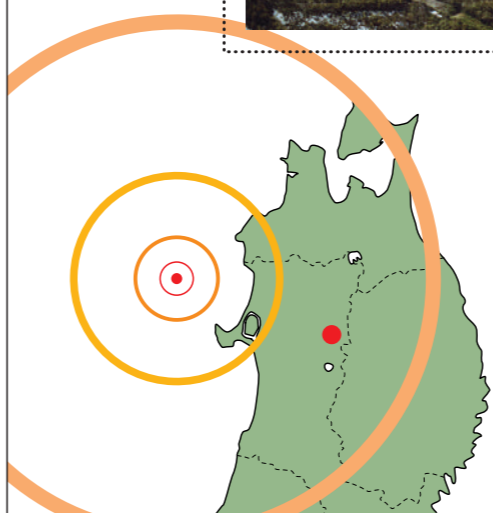
# 03-2

## 澄川・赤川の地すべり

平成9年5月11日発生：鹿角市

鹿角市八幡平熊沢国有林内で発生した地すべり及び土石流により澄川温泉及び赤川温泉の計16棟が全壊流出、国道341号及び市道が埋没する大災害となりました。

この災害では、温泉経営者が的確な判断により宿泊客を避難させ、幸いにも人的被害を免れました。



# 05-4

## 雪崩対策事業

雪崩の発生危険箇所について、防護施設により未然に雪崩の危険から防ぎます。



北秋田市森吉下前田の対策後の状況



藤里町坊中の雪崩対策事業

# 05-5 災害関連緊急事業

風・水害、地震、火山などによる災害に対し、緊急に防止対策を実施します。



北秋田市森吉下前田の被災状況

# 05-6 国直轄火山砂防事業

## 生保内川遊砂地(大暗渠砂防えん堤)

周辺はミズバショウ、カジカ、ホタルが生息する自然環境となっていることから、河川の連続性を遮ることなく土砂災害から人々の暮らしを守ります。



仙北市生保内川

## 先達川第3砂防えん堤

上流の不安定な土砂から乳頭温泉郷をまもるため、十和田八幡平国立公園内の景観に配慮しながら砂防えん堤を整備しています。



仙北市先達川

# 06

## これからの砂防事業の方向性

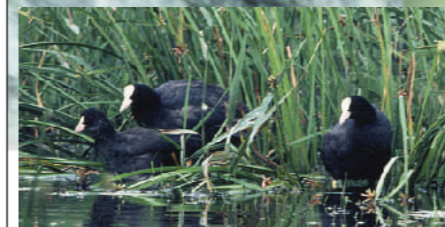
### 秋田に生息する鳥と淡水魚



クマゲラ



アカゲラ



オオバン

# 06-1

## 溪流環境整備計画

砂防事業の環境対策への取り組みが環境政策大綱を受けて平成6年度から環境整備のマスタープランである「秋田県溪流環境整備計画」を策定しました。

安全で快適な  
暮らしを守る

洪水や土砂災害から人々の  
生命と財産を守ります。

基本的  
考え

自然と  
共存する

県内の豊かな自然の  
生態系を守ります。

地域と共に  
進める

地域の実情を住民の意見や要望を  
よく聞きながら進めます。



イヌワシ



イワナ



カワセミ



カンキョウカジカ



ゼニタナゴ



イバラトミヨ

# 07-4 基礎調査を実施して 土砂災害のおそれのある区域を指定します。

## 土砂災害防止法…区域の指定

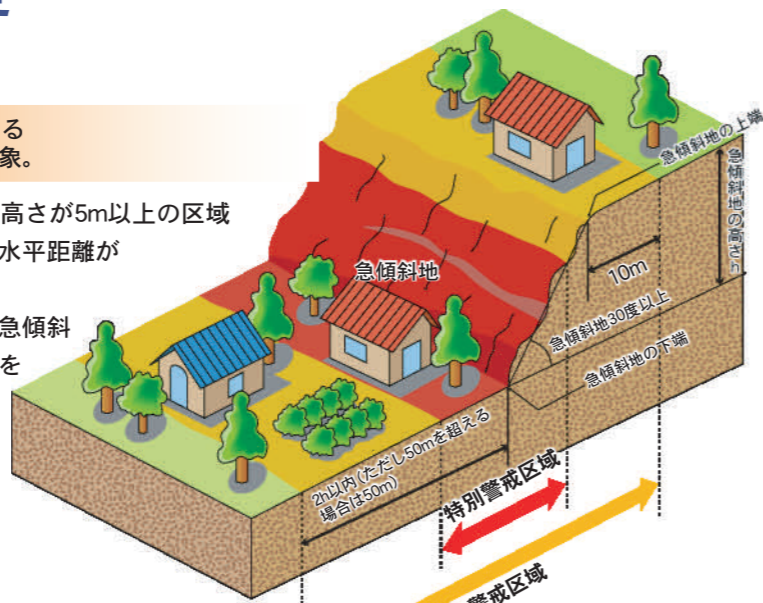
### 土砂災害警戒区域

#### 急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である  
土地が崩壊する自然現象。



- イ: 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ: 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ: 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域



#### 土石流

山腹が崩壊して生じた土石等または  
溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象。



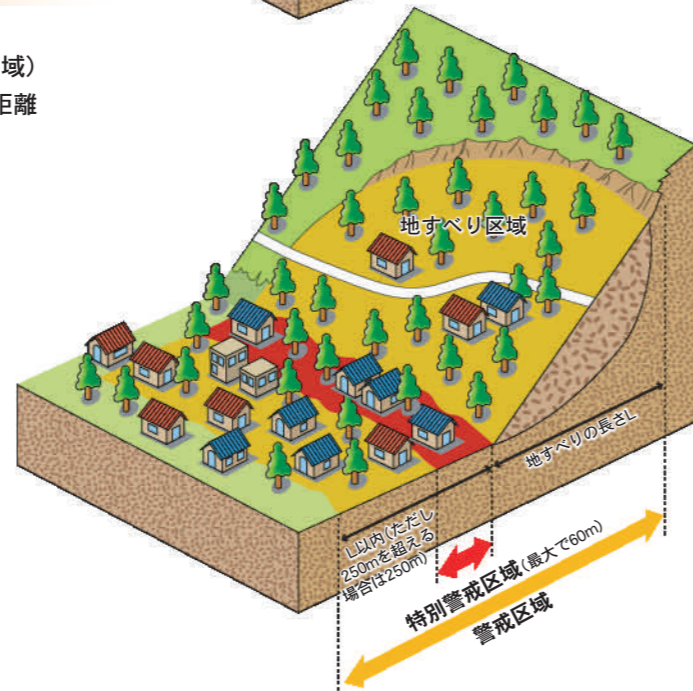
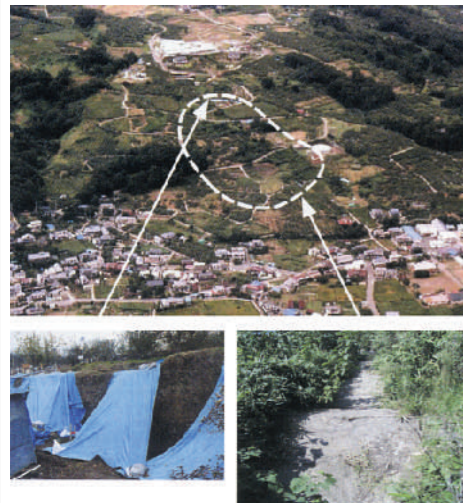
土石流の発生のおそれのある溪流において、  
扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



#### 地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象  
またはこれに伴って移動する自然現象。

- イ: 地すべり区域  
(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ: 地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さと同程度の距離  
(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域



## 土砂災害防止法により、指定されると次のようになります

### 警戒区域では

### 特別警戒区域では さらに

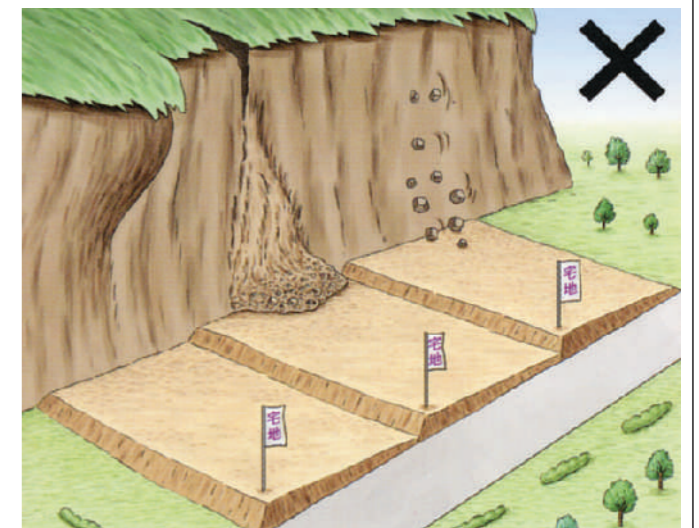
#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早く  
できるように警戒避難体制の整備が図られます。(市町村)



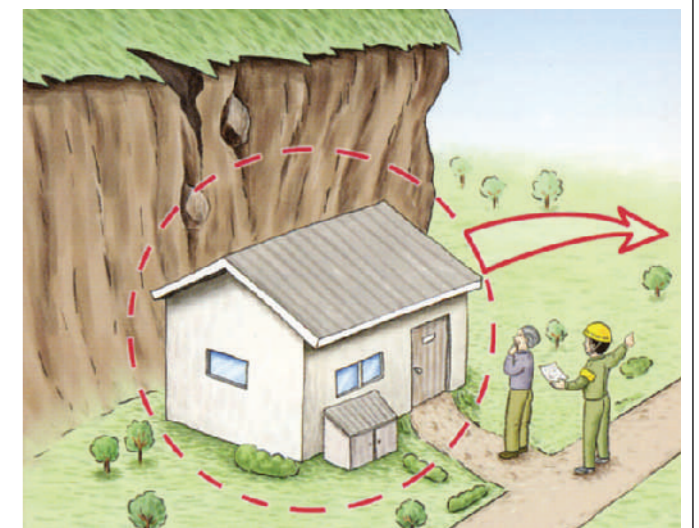
#### 特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者施設の建築のための開発行為  
は、基準に従ったものに限って許可されます。



#### 建築物の移転

著しい損害が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、  
移転等の勧告が図られます。(都道府県)



### 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用  
する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住  
民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊  
を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る  
区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により  
力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する  
力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域。



# 07

## 総合的な土砂災害対策

### 07-2

#### 火山防災計画…焼山

鹿角市と仙北市にまたがる焼山周辺は、玉川温泉や後生掛温泉など火山の恵みを活かした数多くの温泉リゾートが広がっている地域です。この地域に住んでいる人々や観光客を火山災害から守るために火山防災計画を作成しています。



(焼山)

**火山情報** 秋田焼山で、火山性の異常が発生した場合には、気象庁から火山情報が発表されます。



**1** 土砂災害危険区域図の配付  
土砂災害危険箇所に住んでいる人々に区域図を配付しています。

**07-1**  
**土砂災害に関する情報伝達対策**

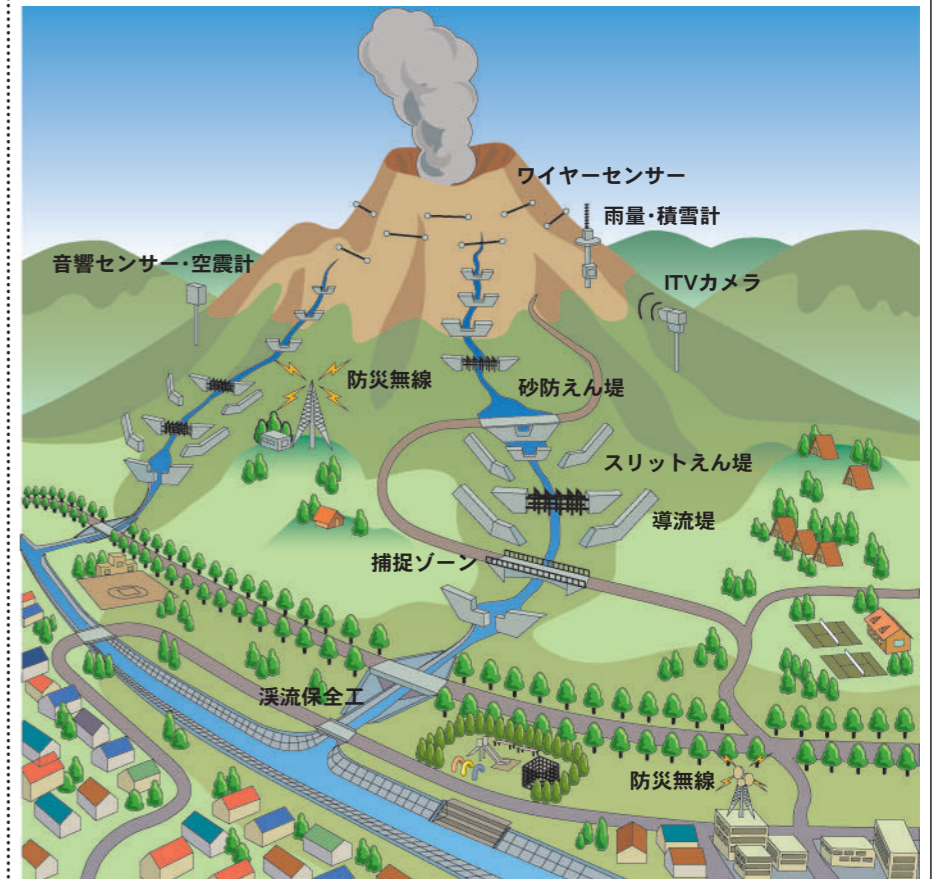
**3** インターネットの活用  
今後はこれらの情報をまとめてホームページに掲載します。

**2** 雨量データによる避難に関する情報の発信  
秋田県砂防情報システムにより、県内の各地域振興局に雨量データシステムが配置されており、土砂災害発生等の危険な状態には避難に関する情報が発信されます。

### 07-3

#### 火山防災計画…鳥海山

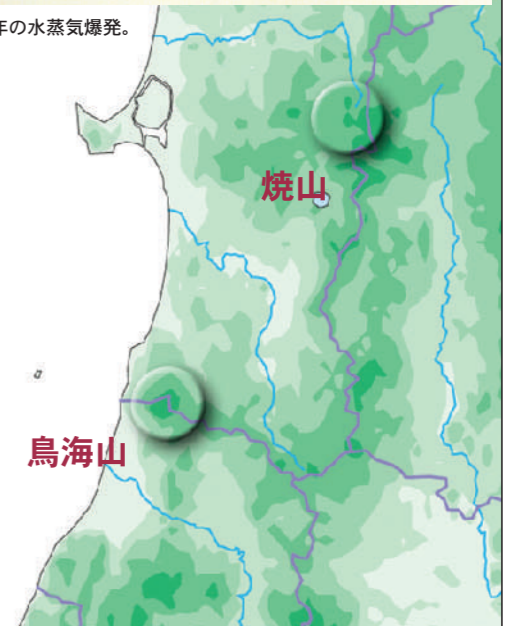
鳥海山は、秋田県と山形県の県境に位置する火山で、有史以来10数回の噴火活動をしている活火山です。この火山及び周辺地域はリゾート開発や地域開発の対象地域となっており、また近年増加傾向にある登山客を噴火時の災害から安全を確保するためにハードの対策とあわせて、ソフト対策として警戒避難体制の整備や火山災害監視システムを整備しています。



泥流を防ぐ砂防えん堤。白雪川上流



昭和49年の水蒸気爆発。



# 07-5

## 土砂災害防止月間

毎年6月は土砂災害防止月間です。

土砂災害防止月間(6月1日~30日)は、昭和57年の長崎県の豪雨災害を契機として、昭和58年に創設され、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるため、防災知識の普及、警戒・避難体制の整備等に関する各種運動を実施することにより、土砂災害による人命、財産の保全に資することを目的としています。

**!** 土砂災害に関する警戒避難マニュアルをご活用ください。

秋田県建設交通部河川砂防課では、土砂災害に関する警戒避難マニュアルを作成し、インターネットで配付しています。

この避難マニュアルを用いて、災害から身を守る知識を普段から身につけておき、家族の皆さんや地域の皆さんで防災について話し合い、万一のときにどのような行動をとるかお互いによく確認しあってみましょう。



秋田県建設交通部河川砂防課ホームページ  
<http://sabo.pref.akita.jp/>

### 写真コンテストを開催しています。

土砂災害防止月間には、各都道府県等において様々な推進運動が実施されていますが、これらの行事の一環として昭和63年より(社)全国治水砂防協会では「土砂災害防止写真コンテスト」を実施しております。

入賞作品と応募要領はホームページでご覧頂けます。

(社)全国治水砂防協会  
<http://www.sabo.or.jp/syasin.htm>

本県では、土砂災害に対する理解を深めるため、毎年県内の小学生を対象に砂防学習会や危険箇所のパトロールを実施しています。



危険箇所の調査



パネル展示等による啓発



小学生等を対象とした砂防学習会



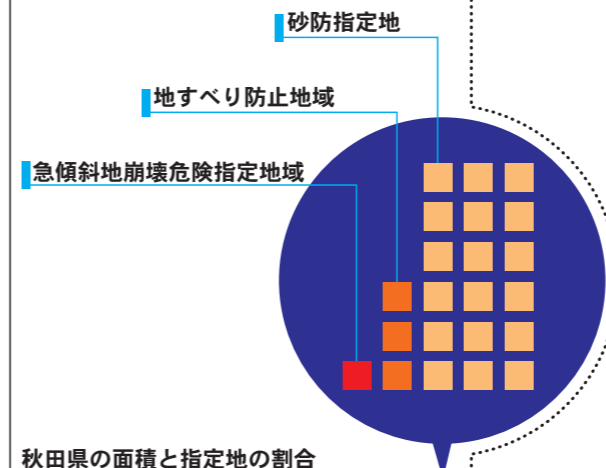
実際に現場を訪れる体験型の砂防学習会

# 08

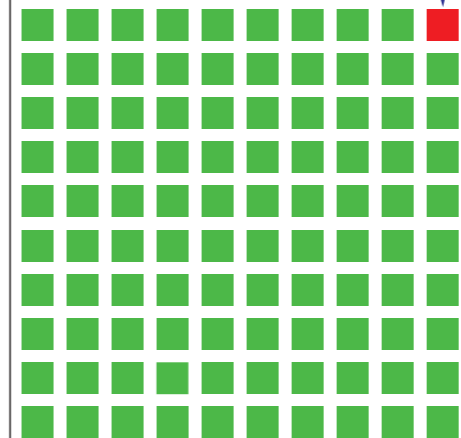
## 指定地と管理

土砂災害から人命や県土を守るための法律として「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」があります。

これらの法律は、危険な区域を指定し対策事業を行うとともに、区域内での一定の行為を禁止、若しくは制限することにより土砂災害の防止を図るものです。



秋田県の面積と指定地の割合



### 指定地域内行為の制限

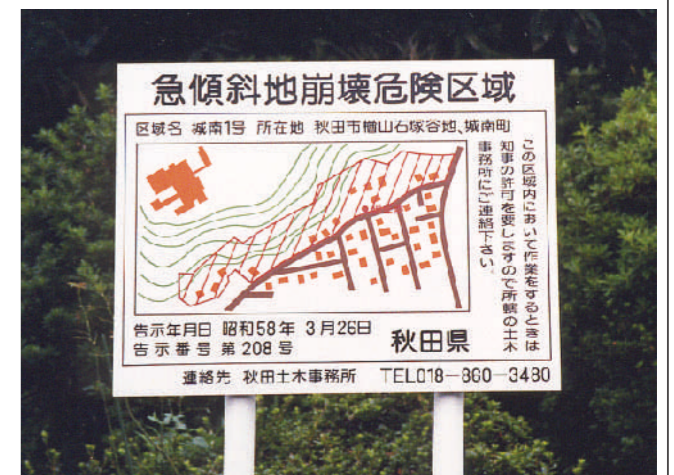
「砂防指定地」、「地すべり防止区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域は、標柱や標識で示してありますが、これらの指定地内で掘削、切土、盛土などの行為をする場合は、その行為によっては知事の許可が必要となりますので、最寄りの地域振興局建設部にご相談ください。



指定箇所数	指定面積	備考
1,652箇所	14,556.88ha	直轄区域分3箇所 89.31haを含む



指定箇所数	指定面積	備考
80箇所	2,334.29ha	国土交通省所管分



指定箇所数	指定面積	備考
515箇所	825.64ha	国土交通省所管分

# 全国治水砂防協会秋田県支部

事務局／秋田県建設交通部河川砂防課  
 〒010-8570 秋田市山王4-1-1  
 TEL 018-860-2511 FAX 018-860-3809  
 E-mail: kasenka@pref.akita.lg.jp  
 E-mail: sabo@mail2.pref.akita.jp  
 URL http://sabo.pref.akita.jp/

河川砂防課の  
 ホームページをご活用ください。

秋田県建設交通部河川砂防課のホームページでは、砂防や河川、土砂災害に備えるための様々な情報をご覧いただくことができます。



## 土砂災害110番窓口

あなたの身の回りで土砂災害が発生した、または危ないと思った時は、お近くの「土砂災害110番」へ。  
 なお、土砂災害に対しての疑問、不安を感じておられることも遠慮なくご相談ください。

事務所名	電話番号	管轄地域
鹿角地域振興局建設部	☎0186-23-2308	鹿角市、小坂町
北秋田地域振興局建設部	☎0186-62-3117	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局建設部	☎0185-52-6106	能代市、山本郡
秋田地域振興局建設部	☎018-860-3482	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡
由利地域振興局建設部	☎0184-22-5439	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局建設部	☎0187-63-3110	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局建設部	☎0182-32-6210	横手市
雄勝地域振興局建設部	☎0183-73-6168	湯沢市、雄勝郡

〈窓口の利用時間〉  
 通常時／土・日・祝祭日を除き午前8時30分～午後5時15分  
 大雨警報発令時は24時間ご利用いただけます。



君のハートよ位置につけ

## 秋田わか杉国体

2007 第62回国民体育大会



この印刷物は、古紙配合率100%再生紙と環境に優しい大豆インキを使用しています。